

# 告示

## 埼玉県告示第七百四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 漁業権者の名称及び住所  
埼玉県西部漁業協同組合  
埼玉県日高市横手六百三十九番地
- 二 漁業権の免許番号  
共第三号
- 三 変更の内容

第八条第一項の表を次のように改める。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間		料金（円）
甲種	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじ か、わかさぎ、なます	さで網、四つ 手網、投網、 やす突、釣り	1年	6,300	
			1日	2,000	
		1日	1,000		
乙種	うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 かじか、わかさぎ、な ます		1年	3,000	
			1日	400	
			現500		

## 四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十九年六月五日